

時間外労働及び休日労働に関する協定届

(1) 時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定届）の様式が変わりました

労働基準法が改正され、平成31年4月（※）から時間外労働の上限規制が施行されました。自動車運転以外の業務（運行管理、経理など）については、時間外労働の上限が原則として月45時間・年360時間となり、自動車運転の業務については、平成31年4月の施行から5年間の適用猶予期間を設けた上で、令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間となります。

時間外労働の上限規制の施行に伴い、36協定届の様式が改正されています。以下の流れを参考に、36協定の内容に合った様式で届出を行ってください。

※ 中小企業については、令和2年4月1日以後の期間のみを定めた36協定に対して時間外労働の上限規制が適用されます。

<届出までの流れ>

① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結（P10～11参照）



② 自動車運転の業務について、様式第9号の4を作成（P12参照）



③ 自動車運転以外の業務について、様式第9号（P13参照）又は様式第9号の2（P13～14参照）を作成（注1）

（注1）

自動車運転以外の業務に関する延長時間数について、

月45時間・年360時間（注2）以内の時間数とする場合 ⇒ 様式第9号（P13参照）を作成してください。

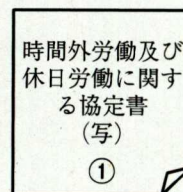
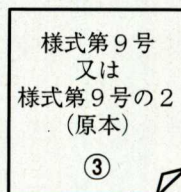
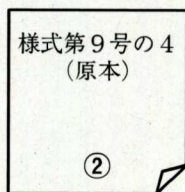
月45時間・年360時間（注2、3）を超える時間数とする場合 ⇒ 様式第9号の2（P13～14参照）を作成してください。

（注2）対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する労働者の「限度時間」は、月42時間・年320時間です。

（注3）なお、延長時間数を月45時間・年360時間超とする場合でも、時間外労働は年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6箇月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超える回数は年6回までとしなければなりません。



④ ②及び③の様式に、①の協定書を添付し、労働基準監督署に届出



※ 控え（写）が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
 ※ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

(2) 36協定届の新様式は厚生労働省のホームページから入手できます

時間外労働・休日労働に関する協定届（様式ダウンロード（Word形式））

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>

時間外労働の上限規制 わかりやすい解説（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>



(別 添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間				期 間
				1 日	1日を超える一定の期間 (起算日)			
					2 週 (4月1日)	1箇月 (4月1日)	1 年 (4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者	20	5	24	50	450	〇年4月1日から 〇年3月31日まで
		荷役作業員	2	4		45	360	
		自動車整備士	2	4		45	360	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	2	4		45	300	
② 1年単位の 変形労働時間制により 労働する労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者	10	5	24	48	400	〇年4月1日から 〇年3月31日まで
		荷役作業員	2	3		42	320	
		自動車整備士	2	3		42	320	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	2	3		40	280	

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期 間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車 運転者	36	・法定休日のうち、2週を通じ 1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた 始業及び終業の時刻とする。	〇年4月 1日から 〇年3月 31日まで
	荷 役 作業員	6	・法定休日のうち、4週を通じ 2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	
	自動車 整備士	6		〇年4月 1日から 〇年3月 31日まで
毎月の精算事務 のため	経 理 事務員	6		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者以外の者については、前2条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。(※1)

第5条 第2条又は第3条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第7条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

〇〇運輸労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印
〔 〇〇運輸株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印 〕
〇〇運輸株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

※1 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による労働基準法改正による追加記載事項。

記載例 自動車運転の業務 ※

様式第9号の4 (第70条関係)

時間外労働に関する協定届
休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)	
貨物自動車運送事業		〇〇運輸株式会社 〇〇支店		〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数	
				1日	1日を超える一定の期間 (起算日)
① 下記②に該当しない労働者	自動車運転者	別添協定書記載のとおり	1週40時間	別添協定書記載のとおり	〇年4月1日から
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	自動車運転者	同上	1日8時間	同上	〇年3月31日まで
					同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができない休日並びに始業及び終業の時刻	
				別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり
別添協定書記載のとおり	自動車運転者	同上	毎週2日	国民の休日	〇年3月31日まで
					同上

協定の成立年月日 〇 年 〇 月 〇 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 〇〇課 〇〇係 〇〇〇 又は 〇〇運輸労働組合

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙) ※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者である労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、拳手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック) ※協定の当事者が労働組合である場合はチェック不要

〇 年 〇 月 〇 日

使用者 職名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 労働基準監督署長殿

※ 自動車運転の業務等については、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。これらの業務等について適用猶予期間中は上限規制が適用されないため、様式第9号の4で届出してください。詳しくは「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(P.6)をご覧ください。

時間外労働に関する協定届
休日労働

記載例 自動車運送以外の業務(限度時間を超えない場合)※

様式第9号(第16条第1項関係)

労働保険番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	事業番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	所管 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	役所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	郵便番号 〇〇〇〇〇〇
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	事業の所在地(電話番号) (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)	協定の有効期間 〇年4月1日から1年間			

時間外労働	事業の種類 貨物自動車運送事業	事業の名称 〇〇運送株式会社 〇〇支店	労働者の数 (満18歳以上の者)	業務の種類	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	協定を締結した日時	協定を締結する者 (署名)	1日		協定の有効期間		
								所定労働時間(1日)(任意)	協定の労働時間(任意)			
								労働者数(18歳以上の者)	業務の種類			
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	別添協定記載のとおり	荷役作業員	別添協定記載のとおり	7.5時間	4.5時間	別添協定記載のとおり	5.0時間	1年(①については360時間まで、②については45時間まで、③については42時間まで)	〇年4月1日	
			同上	自動車整備士	同上	7.5時間	4.5時間	同上	5.0時間	同上	同上	400時間
			同上	経理事務員	同上	7.5時間	4.5時間	同上	5.0時間	同上	同上	400時間
			同上	荷役作業員	同上	7.5時間	3.5時間	同上	4.5時間	同上	同上	320時間
			同上	自動車整備士	同上	7.5時間	3.5時間	同上	4.5時間	同上	同上	350時間
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	別添協定記載のとおり	荷役作業員	別添協定記載のとおり	7.5時間	3.5時間	別添協定記載のとおり	4.2時間	労働させることができる法定労働時間を超える時間数	300時間	
			同上	自動車整備士	同上	7.5時間	3.5時間	同上	4.2時間	同上	同上	
			同上	経理事務員	同上	7.5時間	3.5時間	同上	4.2時間	同上	同上	
休日労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	別添協定記載のとおり	荷役作業員	別添協定記載のとおり	所定休日(任意)	土日祝日	別添協定記載のとおり	別添協定記載のとおり	労働させることができる法定労働時間を超える時間数	労働させることができる法定労働時間を超える時間数	
			同上	自動車整備士	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
			同上	経理事務員	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チャックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇 年 〇 月 〇 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 〇〇課 〇〇係 〇〇係 〇〇係 〇〇係

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙) ※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要 氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者である者であること。
(チャックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ※協定の当事者が労働組合である場合はチェック不要
(チャックボックスに要チェック)

〇 年 〇 月 〇 日

労働基準監督署長殿
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

使用者 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名

※ 自動車運送の業務等については、令和6年3月31日まで上根規制の適用が猶予されます。これらの業務等については「時間外労働の上根規制 わかりやすい解説」(P.6)をご覧ください。

記載例 自動車運転以外の業務（限度時間を超える場合（特別条項））※

時間外労働（特別条項）に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
		延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超え、所定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超え、所定労働時間と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超え、所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	起算日 (年月日)
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合							
ポーター・ス商戦に伴う業務の繁忙	4人	6時間	6.5時間	60時間	70時間	550時間	670時間
車両のトラブルへの対応	4人	6時間	6.5時間	60時間	70時間	500時間	620時間
予算、決算業務	4人	6時間	6.5時間	55時間	65時間	450時間	570時間
限度時間を超えて労働させる場合における手続							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置							

協定の成立年月日 ○年○月○日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 ○○課○○係○○ [又は○○運輸労働組合]

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙） ※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チエックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チエックボックスに要チェック) ※協定の当事者が労働組合である場合はチエック不要

○年○月○日

使用者 氏名

代表取締役 ○○○○

○ ○ ○ ○ 労働基準監督署長殿

※1 自動車運転の業務等については、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。これらの業務等について適用猶予期間中は上限規制が適用されないため、様式第9号の4で届出してください。

詳しくは「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(P6)をご覧ください。

※2 様式第9号の2は、限度時間内の時間外労働についての届出書（1枚目）と限度時間を超える時間外労働についての届出書（2枚目）の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P13の記載例を参照ください。

※3 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれか健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

- ①医師による面接指導 ②深夜業（22時～5時）の回数制限 ③終業から始業までの休息時間確保（勤務間インターバル） ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他